
最近の歯科技工士関係施策の概要と展望 －平成26年改正の歯科技工士法等を中心として－

大島 克郎, 竹井 利香, 小泉 順一

Outline and view of policy on dental technician － The dental technician Act (revised 2014) －

Katsuo Oshima, Rika Takei, Junichi Koizumi

キーワード：歯科技工士法、歯科技工法の一部を改正する法律、歯科技工士国家試験、医療介護総合確保推進法

要 旨

近年のわが国の歯科保健医療を取り巻く環境については、歯科保健水準の向上や歯科医療技術の急速な進歩等、大きな変革の時を迎えている。このような状況の中、平成26年6月に改正された地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により、歯科技工士法及び歯科技工法の一部を改正する法律が改正され、平成27年度から歯科技工士国家試験が全国統一化されることとなった。

これからの急速な高齢化の進展を踏まえ、国民に対して質の高い補綴物等を提供していく観点からも、歯科技工士の資質向上は大きな課題となり、今回の歯科技工士法等の改正はこうした課題への対策の第一歩となり得る。現在、歯科技工士教育内容の大綱化も検討されており、歯科技工士関係の施策については、大きな転換期を迎えている。

1. はじめに

近年のわが国の歯科保健医療を取り巻く環境は大きな変革の時を迎えている。8020運動が提唱されてから既に四半世紀が経過し、小児のう蝕有病状況の改善や8020達成者の増加に表されるよう

に、国民の歯・口腔の健康の状態は大きく前進した。同時に、CAD/CAM等に代表される技術革新に伴い、歯科技工の形態についても変化が生じており、歯科保健医療水準の向上は著しい。

このような状況の中、平成26年6月25日に公布された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）（以下、「医療介護総合確保推進法」という。）」により、数十に及ぶ法律が改正され、その一部として、歯科技工士法（昭和30年法律第168号）及び歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）の改正が含まれていた¹⁾。この歯科技工士法等の改正は、

【著者連絡先】

〒102-0071 東京都千代田区富士見2-3-16
日本歯科大学東京短期大学歯科技工学科
大島克郎
TEL：03-3265-8815 FAX：03-3265-8928
E-mail：oshima@tky.ndu.ac.jp

「歯科技工士国家試験の全国統一化」を趣旨としたものであり、医療介護サービスを充実させるための基盤整備の一つに位置付けた形として示されていた。

これからの急速な高齢化の進展を踏まえ、国民に対して質の高い補綴物等を提供していく観点からも、歯科技工士の資質向上は大きな課題となり、今回の歯科技工士法等の改正はこうした課題への対策の第一歩となり得る。また、CAD/CAM等の歯科医療技術や多職種連携への対応など、今後、歯科技工士に求められる知識や技術はより一層増加していくことが予想され、歯科技工士養成施設における教育内容についても、時代の変化に応じた順応が肝要である。

本稿では、今回の歯科技工士法等の改正による歯科技工士国家試験全国統一化を中心に、最近の歯科技工士関係施策の概要と今後の動向について概説を試みたい。

2. 歯科技工士法及び歯科技工法の一部を改正する法律の改正の概要

歯科技工士免許を取得するための試験については、昭和30年に歯科技工法（平成6年に「歯科技工法」から「歯科技工士法」へ法改正）が制定されてから、都道府県知事を免許権者として実施していた。その後、昭和57年に歯科技工法の一部が改正され、免許権者が都道府県知事から厚生大臣（現在は厚生労働大臣）に移管されたが、実地試験を全国各地で実施するための人員や設備等の体制を整備することは現実的には困難であり、暫定措置として、歯科技工士養成施設の所在地の都道府県知事が試験を行うこととしていた。このため、歯科技工士国家試験の実施にあたっては、厚生労働省から都道府県知事に対して、試験科目、試験時間、合格基準、試験の出題基準等の試験内容を定めた歯科技工士国家試験実施要綱を示しており、試験形式等の詳細な事項に関しては、各都道府県知事が試験委員会を開催して試験問題を作成していた。

しかし、その試験内容は都道府県ごとに差異が

認められ、たとえば学説試験においては、多肢選択式、〇×式、穴埋め記載式等、地域において様々であり、その難易度にも差が見受けられる状態にあった。また、近年の歯科技工の進歩に伴い、インプラントやCAD/CAM等の精密な技術が必要とされる歯科技工物の需要が増加しているものの、地域によってはこのような高度な技術に係る試験問題を作成できる試験委員を確保し、出題することが困難な状況になっているという課題も表出してきた。さらには、平成23年9月には、日本歯科医師会会長、日本歯科技工士会会長及び全国歯科技工士教育協議会会長の連名にて、実地試験に関しては国家試験とは別の方式での評価を行うことを前提に国家試験の全国統一化を要望することを趣旨とした「歯科技工士国家試験の全国統一化に関する要望書」が提出された²⁾。

このように厚生労働大臣免許に相応しい統一試験の実施の必要性が強くなっている状況に鑑みて、平成24年11月に厚生労働省に設置された歯科専門職の資質向上検討会³⁾での了承を経て、医療介護総合確保推進法案の一部として歯科技工士法等の改正法案が第186回国会に閣法として提出された。その後、同国会会期中の平成26年6月18日の参議院本会議において可決・成立し、同月25日に公布され、歯科技工士法及び歯科技工法の一部を改正する法律については平成27年4月1日から施行されることとなった。

今回の歯科技工士法等の改正の要点としては、(1)従前は都道府県知事が実施していた歯科技工士国家試験を、今後は国が実施するよう改められたこと、(2)国家試験の実施や登録に関する事務等については、厚生労働大臣が指定した機関において行うこと、の二点が挙げられる（図1）。

まず、前者については、歯科技工士法第12条において、従前では、第1項に厚生労働大臣が毎年少なくとも1回、歯科技工士国家試験を行わなければならないことを規定しており、第2項には試験を都道府県知事が行うことができることを、第3項では、歯科医師試験委員に試験問題の作製や採点等の必要な事務をつかさどらせることと規定

<p>1. 歯科技工士国家試験を全国統一化するための改正</p> <p>【改正内容】歯科技工士国家試験を歯科技工士養成施設の所在地の都道府県知事が各々行うのではなく、国が実施するよう改めた。</p> <p>(経緯)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和57年の歯科技工法の一部改正により、歯科技工士免許が都道府県知事免許から厚生大臣免許（現在：厚生労働大臣免許）になったが、実地試験実施の間は、歯科技工士養成施設の所在地の都道府県知事が行うこととしていた。 ・国家試験出題基準等の試験内容は「歯科技工士国家試験実施要綱」で厚生労働省が定めており、試験形式等の詳細な事項に関しては、各都道府県知事が試験委員会を開催して試験問題を作成していた。
<p>2. 試験実施体制等</p> <p>【改正内容】厚生労働大臣が実施する歯科技工士国家試験を指定試験機関においても実施できるよう改めた。また、歯科技工士の登録の実施等に関する事務を指定登録機関においても実施できるよう改めた。</p> <p>(経緯)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯科技工士国家試験の全国統一化に際し、各都道府県が行っている試験問題の作成、採点その他の試験の実施に関する事務を、国が行う必要があるが、行政組織の拡大を図ることは、今般の行政改革の観点からは適当ではない。 ・こうしたことから、試験実施に関する事務を指定試験機関に行わせるとともに、歯科技工士の登録に関する事務についても同様に、指定登録機関に行わせることとする。

図1 歯科技工士法及び歯科技工法の一部を改正する法律の改正の概要について（厚生労働省歯科専門職の資質向上検討会（第1回）資料を一部改変）

していた。これが改正後には、第2項と第3項が削除され、新たに、第12条の2第1項に、厚生労働省に置かれる歯科技工士試験委員に試験問題の作成と採点を行わせることを、第2項に、試験委員の任命や委員数等については政令で定めることが追加された。また、歯科技工法の一部を改正する法律附則第2条において、従前では、歯科技工士国家試験は「当分の間」は歯科技工士養成施設の所在地の都道府県知事が毎年少なくとも一回行う旨の暫定措置としての規定があったが、これが改正後には削除された。

さらに、後者については、歯科技工士法第9条の2から第9条の17までに、歯科技工士の登録の実施等に関する事務を指定登録機関においても実施できるよう条文を新たに追加するとともに、同法第15条の3から第15条の7に、厚生労働大臣が実施する歯科技工士国家試験を指定試験機関において実施できるよう条文が新設された。これらの改正については、各々の事務の合理性を図ったものであり、歯科衛生士法では既に同様の措置がとられている。なお、この指定登録機関及び指定試験機関については、平成27年6月1日付で、一般財団法人歯科医療振興財団に指定された⁴⁾。

これらの変更を以て、平成27年度から歯科技工士国家試験が全国統一化され、その実施体制についても大きく変わることになる。

3. 全国統一化後の初めての歯科技工士国家試験について

歯科技工士国家試験は、歯科技工士法第11条に基づき、「歯科技工士として必要な知識及び技能について行う。」こととされている。この試験内容は、学説試験と実地試験の二つから成り、学説試験については、歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学及び関係法規の各科目から出題され、実地試験については、歯科技工実技を行うことが、歯科技工士法施行規則第8条において規定されている。

平成27年度の歯科技工士国家試験の場所や期日等については、既に平成27年9月16日付の官報⁵⁾において公表されており、平成28年2月28日に、北海道、東京都、大阪府及び福岡県の4か所で行われることとなっている。併せて、指定試験機関である一般財団法人歯科医療振興財団から歯科技工士国家試験の内容に関する案内があり、学説試

験、実地試験ともにそれぞれ2時間とし、実地試験の課題については、石膏棒を用いた歯型彫刻、歯の外形描記及び矯正線の平面的屈曲の計3項目が出題されることが明らかになった。学説試験の出題形式に関しては、その詳細は明らかになっていないが、歯科専門職の資質向上検討会報告書⁶⁾によれば、客観式4肢択一での出題となることが予想される。

従前の歯科技工士国家試験の出題形式等は、前述のとおり実施主体である各都道府県の判断により出題していたため、その内容は千差万別であった。このため、その出題基準の範囲に変更はないものの、地域によっては、統一化された国家試験の出題形式に不慣れな養成施設が存在することも考えられる。今回の国家試験の形式に対応すべく、各養成施設では様々な対策が取られているものであると想定できる。

なお、合格発表は平成28年3月28日に行われ、厚生労働省及び一般財団法人歯科医療振興財団において掲示されるとともに、これらのホームページにおいても公表され、ホームページ上では正答肢も掲載される。

4. 歯科技工士教育に関する現状と課題

今回の歯科技工士国家試験の全国統一化に関する議論は、前述の歯科専門職の資質向上検討会において行われているが、この検討会やその下位に設置された歯科技工士ワーキンググループにおいては、その他に、歯科技工士の教育に関する施策の議論も行われている。その内容は、教育の内容や体制の見直しに関するものであり、特に教育内容については、「学科目の大綱化と単位制の導入」を中心として取りまとめられている⁶⁾。

歯科技工士教育については、現在は学科目ごとの時間制になっており、卒業までに2,200時間を取得することが歯科技工士学校養成所指定規則第2条第3号において規定されている。この科目区分を廃止し、大綱化を図るとともに単位制を導入することにより、カリキュラム編成の裁量権が各養成施設に委ねられることになる。すなわち、歯

科技工士として必要な知識や技術について、各養成施設において独自性を発揮したカリキュラム編成に取り組むことが可能になる。教育内容の大綱化を図るために必要な単位数や教育目標については、同検討会の報告書⁶⁾において示されている(図2)。

本稿提出時においては、教育内容の大綱化と単位制の導入に関する具体的な動きは無いが、今後、省令改正に向けた対応が早期に講じられると予測される。また、歯科技工士教育が大綱化された際には、平成24年に改訂された歯科技工士国家試験出題基準についても大幅な見直しが行われることが考えられる。

近年の歯科医療技術の進歩や多職種連携の推進、感染予防対策の重要性等に鑑みて、今後、歯科技工士はさらなる知識や技術が求められるものであると考えられる。教育内容の大綱化と単位制が導入されることにより、こうした近年の動向に対応するための講義をカリキュラムに取り入れることも可能になり、早期の実現が望まれる。

他方で、歯科技工士教育に関する修業年限は二年以上とすることが歯科技工士学校養成所指定規則において規定されているが、これを三年以上にした方が良いという議論も存在する。たとえば、平成13年にとりまとめられた歯科技工士の養成の在り方等に関する検討会意見書⁷⁾においては、修業年限を三年以上にすることについて、教育内容の充実を図る観点から、その実現の必要性を指摘しているが、その一方で、平成26年にとりまとめられた歯科専門職の資質向上検討会報告書⁶⁾では、修業年限の延長について検討の必要性を踏まえ、短期間で修業年限の延長を行う場合、学生の確保や施設設備の増設等に伴う費用負担が必要となる等の養成施設における経営上の問題があることが述べられている。

実際に、昨今の歯科技工士学校養成所における課題の一つとして、定員割れやそれに伴う廃校等が挙げられる。平成27年度での全国の歯科技工士学校養成所の定員に対する入学者の充足率は0.64であり、入学者数は1,159名であった⁸⁾。また、歯

科技工士学校養成所の施設数については、平成12年4月時点では72校⁷⁾であったが、これが平成27年4月現在で53校まで減少している。さらに、こうした状況と相関するように、就業歯科技工士数

についても若年層の割合が大きく減少している(図3)。衛生行政報告例⁹⁾によれば、たとえば、平成12年の就業歯科技工士37,244人が平成26年では34,495人となっているが、このうち40歳未満

教育内容と必要な単位数および教育目標について

教育内容		単位数 (単位)	教育の目標
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	5	医療従事者として必要な科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。 加工技術の基礎となる知識を習得する。 国際化及び情報化社会に対応する能力を習得する。
	歯科技工と歯科医療	3	歯科技工の目的、歯科技工士の歯科医療における役割、医の倫理、歯科疾患・歯科治療の概要について理解する。また、歯科技工士に必要な関係法規について習得する。
専門基礎分野	歯・口腔の構造と機能	7	歯の形態を十分に理解し、歯の発生、加齢、歯周、頭蓋の骨及び口腔周囲の筋について習得する。 顎関節の形態、顎口腔の機能、顎運動、咬合器、修復物の咬合について習得する。
	歯科材料・歯科技工機器と加工技術	7	歯科技工に使用する材料の歯科理工学的性質・安全性・品質検査及び歯科技工に必要な機器の知識と加工技術を習得する。
	有床義歯技工学	12	有床義歯に関する知識を理解し、有床義歯製作の技術を習得する。
専門分野	歯冠修復技工学	13	各種の歯冠修復物に関する知識を理解し、歯冠修復物製作の技術を習得する。
	小児歯科技工学	2	小児歯科の基礎的概念を理解し、乳歯歯冠修復物と咬合誘導装置製作に関する知識と技術を習得する。
	矯正歯科技工学	2	矯正歯科の基礎的概念を理解し、矯正装置製作に関する知識と技術を習得する。
	歯科技工実習	11	知識・技術を歯科臨床の場面に適用し、理論と実践を結び付けて理解できる能力と技術力を習得する。
	合計	62	

参考(現行)

学科目	総時間数 (時間)
外国語	30
造形美術概論	15
関係法規	15
歯科技工学概論	50
歯の解剖学	150
顎口腔機能学	60
歯科理工学	220
有床義歯理工学	440
歯冠修復技工学	440
小児歯科技工学	30
矯正歯科技工学	30
歯科技工実習	520
合計	2,200

図2 教育内容の大綱化にあたり必要な単位数及び教育目標について(歯科専門職の資質向上等に関する検討会報告書より)

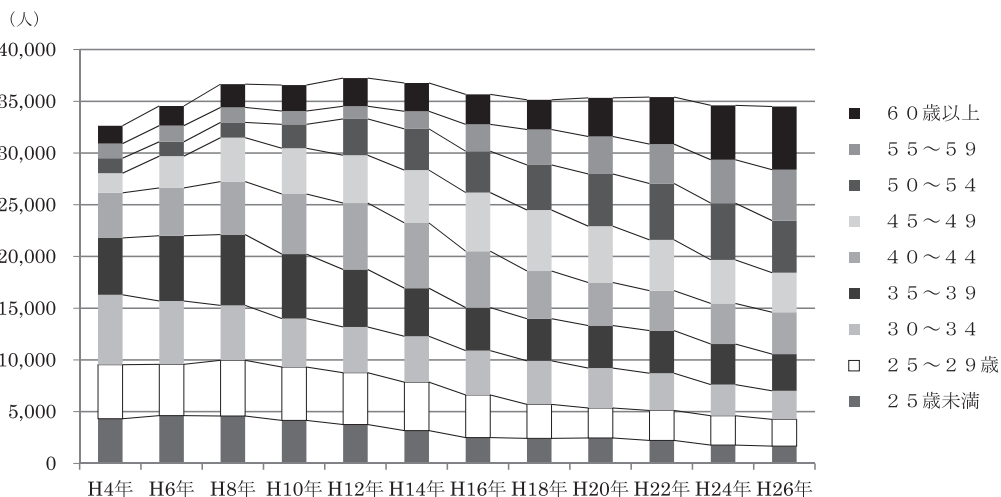


図3 就業歯科技工士数(年齢階級別)の年次推移(出典:衛生行政報告例)

の者の状況をみてみると、平成12年の18,743人(50.3%)が、平成26年では10,568人(30.6%)となっており、その減少は著しい。

このような状況は歯科技工士の質という観点からは決して歓迎される状態ではなく、修業年限を三年以上にすることにより、こうした状況に拍車をかける可能性が考えられるとすれば、修業年限の延長に関する議論はより慎重さを要する。修業年限の延長も含め、歯科技工士教育に関する施策については、今後も歯科保健医療全体を取り巻く環境の変化を的確に見定め、検討を進めていく必要がある。

5. おわりに

現在、厚生労働省や地方公共団体においては、様々な歯科関係施策が講じられている¹⁰⁻¹²⁾。併せて、口腔と全身との健康の関連性の知見の集積¹³⁾に鑑みても、保健医療関係者全体において、歯科保健医療サービスの重要性に関する意識が醸成されてきていると考えられる。特に、従来から重視されてきた歯科疾患の予防だけではなく、口腔機能の回復等も含め口腔全体を一単位として多角的なアプローチを試みていくことが標準化されつつある。

歯科口腔保健の推進に関する法律第4条によれば、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士等の歯科医療等業務に従事する者に対しての責務が規定されており、歯の機能回復によるものを含め歯科口腔保健について、医師等の関連業務に従事する者との緊密な連携を図りながら業務を適切に行うことと、国・地方公共団体が歯科口腔保健を推進するために行う施策への協力を行うよう努めることが規定されている。多職種連携の概念が浸透されて久しいが、今後の高齢化を踏まえ、口腔機能回復の主軸となる咀嚼機能の回復等をより効率的に提供していくためにも、歯科医療関係者の連携強化は必須であり、歯科技工士に求められる機能も一層増加していくであろう。

本稿では平成26年に改正された歯科技工士法等に伴う歯科技工士国家試験全国統一化や今後早急

に行われると考えられる教育内容の大綱化を中心として、その概要を記述した。歯科技工士教育は今まさに転換期にあると言え、種々の課題の中で歯科技工士の質を担保するためにも、これらの施策は大きな意味を有している。国民が安心かつ安全な補綴物等を望むのは言うに及ばず、近年ではその製作のほとんどが歯科技工士に委ねられていると考えられる現況を踏まえても、歯科技工士の資質向上に関する取組は大きな課題となり得る。今後も引き続き、変わりゆく歯科保健医療の状況に応じて、よりの確な歯科技工士関係施策を講じていけるよう、関係機関・団体等がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携して取組を進めていく必要がある。

文 献

- 1) 独立行政法人印刷局：地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律，官報，平成26年6月25日，141（号外）：23-52。
- 2) 厚生労働省：第1回歯科専門職の資質向上検討会，参考資料2，http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200002pokv-att/2r985200002pp10_1.pdf（平成27年12月1日アクセス）
- 3) 厚生労働省：2012年11月28日第1回歯科専門職の資質向上検討会議事録 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200002rfqu.html>（平成27年12月1日アクセス）
- 4) 独立行政法人印刷局：歯科技工士法の規定に基づき、指定登録機関及び指定試験機関を指定した件，官報，平成27年6月22日，6558（本紙）：6。
- 5) 独立行政法人印刷局：歯科技工士国家試験の施行，官報，平成27年9月16日，6619（本紙）：9-10。
- 6) 厚生労働省：「歯科専門職の資質向上検討会」報告書について，<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000042665.html>（平成27年12月1日アクセス）
- 7) 厚生労働省：歯科専門職の資質向上検討会 歯科技工士ワーキンググループ（第1回），参考資料5，http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200002rw18-att/2r985200002rw85_1.pdf（平成27年12月1日アクセス）
- 8) 末瀬一彦：歯科技工教育は大きな変革期！，日歯技工誌，36：1-6，2015。
- 9) 厚生労働省：平成26年衛生行政報告例（就業医療関係者）結果の概況，<http://www.mhlw.go.jp/toukei/>

- saikin/hw/eisei/14/ (平成27年12月1日アクセス)
- 10) 厚生労働省：歯科口腔保健関連情報, http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/shikakoukuuhoken/ (平成27年12月1日アクセス)
- 11) 推進財団：都道府県歯科保健条例制定マップ, <http://www.8020zaidan.or.jp/map/> (平成27年12月1日アクセス)
- 12) 厚生労働省：地域医療介護総合確保基金, <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000068065.html> (平成27年12月1日アクセス)
- 13) 公益社団法人日本歯科医師会：健康長寿社会に寄与する歯科医療・口腔保健のエビデンス2015, http://www.jda.or.jp/dentist/program/pdf/world_congress_2015_evidence_jp.pdf (平成27年12月1日アクセス)

Outline and view of policy on dental technician – The dental technician Act (revised 2014) –

Katsuo Oshima, Rika Takei, and Junichi Koizumi
(The Nippon Dental University College at Tokyo)

Key Words : The dental technician act, The act for partial revision of the dental technician act, The dental technician national examination, The act for securing comprehensive medical and long-term care in the community

Recently, the state of the Japanese dental health care service has been changing due to improvements in dentistry health standards and rapid advances in dentistry techniques. Under these circumstances, the Dental Technician Act in Japan were amended by the Japanese Diet in June 2014. The purpose of the revision of the Dental Technician Act is to carry out the Dental Technician National Examination by the Ministry of Health, Labour and Welfare of the Japanese Government.

Based on the continued development of the rapidly aging Japanese population, the education of the dental technician is important to offer high quality dental technical working to the nation. The revision of the Dental technicians Act is the first step of measures of the education of dental technician. In the future, the education of dental technician will be deregulation; therefore, the dental technician's policy is going through a dramatic change.

Health Science and Health Care 15 (2) : 41 – 47, 2015